

(その他の発注者の解除権)

第 44 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 42 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 (略)

(受注者の解除権)

第 45 条 (略)

(解除の効果)

第 46 条 前 4 条の規定によりこの契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 37 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前 4 条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 (略)

(解除に伴う措置)

第 47 条 第 42 条から第 45 条までの規定によりこの契約が解除された場合において、第 34 条（第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 42 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、前払金の支払いの日時点における遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定による解除にあつては、

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を持って第 1 項の違約金に充当することができる。

(その他の発注者の解除権)

第 44 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 42 条 _____ 及び第 43 条 _____ の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 (略)

(受注者の解除権)

第 45 条 (略)

(解除の効果)

第 46 条 前 5 条の規定によりこの契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 37 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前 5 条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 (略)

(解除に伴う措置)

第 47 条 第 42 条から第 45 条までの規定によりこの契約が解除された場合において、第 34 条（第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 42 条、 _____ 第 43 条又は第 43 条の 2 第 2 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、前払金の支払いの日時点における遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定による解除にあつては、

当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 42 条から第 45 条までの規定により契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条（第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 42 条 第 1 項又は第 43 条第 1 項 の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、前払金の支払いの日時点における遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～4 （略）

5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 42 条 第 1 項又は第 43 条第 1 項 によるときは受注者が負担し、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

6 （略）

7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 42 条 第 1 項又は第 43 条第 1 項 によるときは発注者が定め、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第 48 条 受注者は、第 43 条 第 1 項 各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 42 条から第 45 条までの規定により契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条（第 37 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2 第 2 項 の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、前払金の支払いの日時点における遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～4 （略）

5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2 第 2 項 によるときは受注者が負担し、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

6 （略）

7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2 第 2 項 によるときは発注者が定め、第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第 48 条 受注者は、第 43 条 第 1 項 各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 43 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) (略)

2 (略)

第 49～第 51 条 (略)

(1) 第 43 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) (略)

2 (略)

第 49～第 51 条 (略)